水防法の改正に伴う 国分川及び鏡川の 洪水浸水想定区域図について

令和元年10月29日

高知県土木部河川課

水防法改正の概要 <平成27年5月20日公布、7月19日施行>

- ■浸水想定区域の指定の前提となる降雨を、従来の計画規模の降雨から<u>想定しうる最大規模の降雨</u>(計画規模を上回るもの)に変更
- ■内水·高潮の浸水想定区域制度の創設に伴い、"洪水浸水想定区域"への名称変更

課題

近年、<u>洪水</u>のほか、 <u>内水**・高潮</u>により、 <u>現在の想定を</u> <u>超える浸水被害</u>が 多発



H26.8避難所2階の浸水 (徳島県)



H25.8梅田駅周辺の浸水 (大阪市)

※)内水…公共の水域等に 雨水を排水できないこと による出水。条文上は、 「雨水出水」。

方向性

<u>想定し得る最大規模の</u> <u>洪水</u>に対する<u>避難体制</u> 等の充実・強化

<u>想定し得る最大規模の</u> <u>内水・高潮</u>に対する<u>避難</u> 体制等の充実・強化

下水道管理者と連携 した、<u>内水</u>に対する 水防活動の推進

改正の概要

○:水防法改正 ◇:水防法•下水道法改正

○ 現行の<u>洪水</u>に係る<u>浸水想定区域</u>について、 想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表

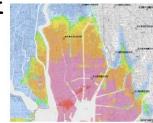
(現行は、河川整備において基本となる降雨を前提とした区域)



河川整備において基本となる降雨を前提

想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域

- <u>想定し得る最大規模の内水・高潮</u>に 係る<u>浸水想定区域</u>を公表する制度を 創設
- 内水・高潮に対応するため、下水道・海岸の水位により浸水被害の危険を周知する制度を創設



高潮浸水想定区域

- ※「相当な損害を生ずるおそれ」がある箇所において実施することを想定
- ◇ 下水道管理者に対し、水防計画に基づき水防管理団体が行う水防活動に協力することを義務付け

浸水想定区域図の指定が義務づけられている河川

■河川が氾濫した場合に大きな被害が発生する重要な河川について洪水浸水想定区域を指定(水防法第14条)

国管理 物部川(高知市、南国市、香南市、香美市) 仁淀川(高知市、土佐市、いの町、佐川町) 四万十川(四万十市) 宇治川(いの町) 中筋川(四万十市) 後川(四万十市) 鏡川(高知市) 県管理| 国分川(高知市、南国市,香美市) 松田川(宿毛市) 宇治川(いの町) …今回公表(指定) …今後公表(指定)





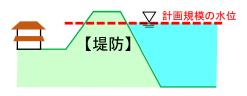


洪水浸水想定区域図

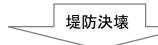
■1,000年に1度起こるかどうかの猛烈な豪雨(想定最大規模の降雨)によって堤防が壊れるという最悪の事態を想定し浸水の範囲をシミュレーション

洪水浸水想定区域

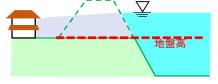
◆河川のはん濫の考え方



※一定の水位に到達して堤防が決壊



決壊後は<u>堤防が地盤高まで下がる</u>と想定。



堤防決壊という<u>最悪の事態を想定</u>した シミュレーション

浸水深に応じた避難方法の検討が必要 ※避難方法の例

- ▶避難所などへの立ち退き避難
- ▶屋内での高い階への垂直避難

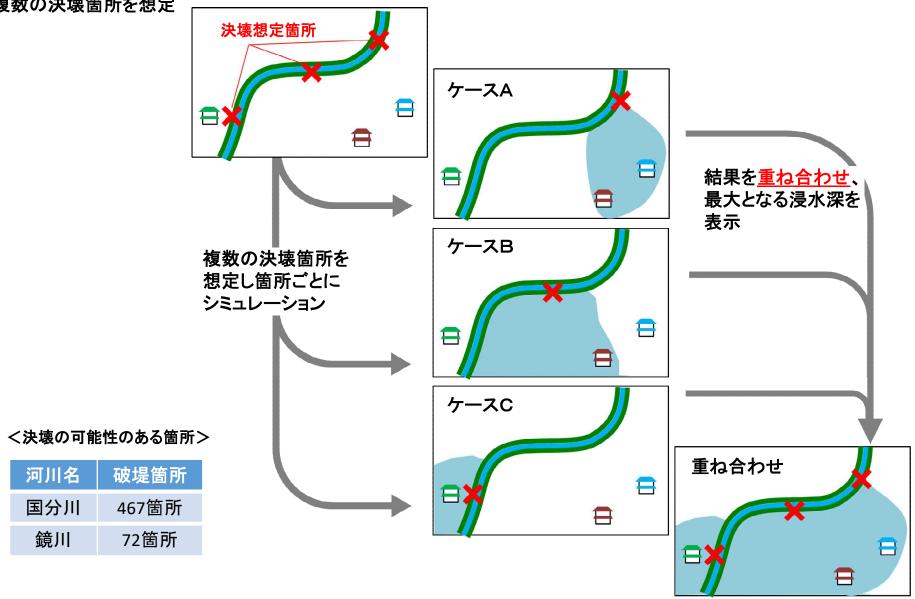


浸水解析 (最大浸水深)

最大浸水状態の把握

全ての浸水計算結果を重ね合わせ、浸水が最大となる状態を把握する。

複数の決壊箇所を想定



河川の氾濫からの避難のタイミングと避難の考え方

